

八戸市子ども・子育て会議委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市子ども・子育て会議の委員を公募する。

1 目的

八戸市子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

子ども・子育て会議は、次の各号に定める事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

ア 給付費の支給対象となる施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）の確認に関し、利用定員を定めるにあたり意見を述べる。

イ 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり意見を述べる。

ウ 子ども・子育て支援施策の総合的な推進に必要な事項及び実施状況を調査審議する。

(2) 市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策

3 募集人員

子ども・子育て会議の公募による委員の定数は、2 人とする。

4 任期

委員の任期は、選任時（令和 7 年 7 月予定）から 3 年以内とする。

5 報酬等

1 回の出席に付き、8,800 円（税込）の報酬を支給する。ただし、交通費は支給しない。

6 会議の開催

会議は、年 4 回程度開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、上記の職務内容に関心のある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 当市の他の附属機関の委員を 3 つ以上兼務している者

(2) 子ども・子育て会議の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、『子ども・子育て支援』をテーマとする意見・提案等を添えて、郵送、持参、FAX 又は E メールにより応募する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 八戸市こども未来課

TEL：43-2167 FAX：43-2144

E メール：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）から令和 7 年 6 月 3 日（火）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

- 11 結果の通知
選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。
- 12 選考結果の本人への提供
選考結果は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。
 - (1) 提供の求めの方法
こども未来課において口頭により行う。
 - (2) 提供する情報の範囲
応募者の中での順位及び得点
 - (3) 提供の方法
こども未来課において本人確認をした上で閲覧により行う。
 - (4) 提供できる期間
選考結果通知日から 1 か月間とする。なお、当期間経過後は、法第 77 条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。
- 13 応募申込書等の取扱い
受付した応募書類は、返却しないものとし、当会議の公募以外の目的には使用しないものとする。
- 14 備考
公募以外の委員は、おおむね子ども子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する予定である。
- 15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。